

供

内閣官房長官

内閣官房長官

教育勅語等排除に関する決議

本日本院において別紙の通り決議した。
よつて参考のためここに送付する。

昭和二十三年六月十九日

衆議院事務総長 大池 真



内閣官房長官 苫米地義三殿

二五

衆
甲
三五

昭和二十三年六月十六日提出
決議 第一三三 号

教育勅語等排除に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和二十三年六月十六日

提出者

松本 淳造

浅沼 稻次郎

伊藤 恭一

織田 正信

柏原 義則

川崎 秀二

木村 公平

木村 小左衛門

北 二郎

久保 猛夫

黒岩 重治

近藤 鶴代

佐竹 晴記

鈴木 茂三郎

世耕 弘一

田淵 実夫

高津 正道

竹山 祐太郎

武田 キヨ

圓谷 光衛

二

野老誠	富田照	西山富佐太	野坂参三
平川篤雄	松尾トシ	松木弘	松澤兼人
松本七郎	松本眞一	松本瀧藏	水谷昇
山崎猛	吉田茂	米田吉盛	

教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わられたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持統してゐるかの如く誤解されるのは、從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國體観に基いてゐる事實は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

三

本日本院は別紙の通り決議した。
よつてここに通知する。

昭和二十三年六月十九日

参議院議長松平恒雄

内閣総理大臣芦田均殿



12月 32,000円

32,000

32,000

2,000